

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 7 月 23 日

水 曜 日

第5403号

目 次

公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	1
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	6

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号第0002501006号
- (2) 調達物品等の名称及び数量
凍結防止剤（塩化ナトリウム） 予定数量 4,900t
- (3) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (4) 納入期限
契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第 118号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を 5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時30分から午後 8 時まで送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（持参の場合は正午から午後 1 時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

(2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和 7 年 8 月 21 日（木）午後 5 時 15 分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和 7 年 7 月 23 日（水）から令和 7 年 8 月 8 日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記 URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 7 月 28 日（月） 午前 11 時 00 分

イ 場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県庁入札室（本館 1 階）

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和 7 年 9 月 3 日（水）午前 8 時 30 分から令和 7 年 9 月 5 日（金）午後 4 時まで

ただし、提出締切の前日までは午前 8 時 30 分から午後 8 時（紙入札者の入札

書の提出は午後5時15分)まで

(3) 開札日時

令和7年9月8日(月)午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再度入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札金額は、各項目の1トン当たりの単価に購入予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 電子入札の場合、入札の際、別に定める内訳書を作成し、入札金額の送信と併せて電子入札システムを使用して提出すること。紙入札の場合、別に定める入札書様式にて提出すること。

なお、入札金額(1トン当たりの単価に購入予定数量を乗じた価額の総価)と内訳書の金額が一致しない場合、その入札は無効とする。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を

もって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度入札をする。再度入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再度入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Solid deicing agent (Sodium Chloride)
Quantity : 1 ton pack 4,900ton.
- (2) Time limit of tender : 16:00 p.m. 5 September. 2025
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年7月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）魚津市江口・吉島地区商業施設 魚津市江口字東城1842番1 外38筆

2 店舗を設置する者 上新電機株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社アイエヌエル 代表取締役 澤田 辰勇

（変更後）①北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山中 庸隆②株式会社
セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 井坂 隆一

4 変更の日 ①平成28年2月19日②平成27年11月5日

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者に変更があったため

6 届出の日 令和7年7月10日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年7月23日から令和7年11月25日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
(2) (1)の事項の公表の可否
(3) 当該店舗の名称及び所在地
-

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ジョーシン魚津店・セブン-イレブン魚津江口店 魚津市吉島 928、 934-1

2 店舗を設置する者 上新電機株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 魚津市江口・吉島地区商業施設 魚津市江口字東城1842番

1 外38筆

(変更後) ジョーシン魚津店・セブン-イレブン魚津江口店 魚津市吉島 928、
934-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井坂 隆一
東京都千代田区二番町 8 番地 8 ほか

(変更後) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 阿波津 知洋
東京都千代田区二番町 8 番地 8 ほか

(3) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井坂 隆一
東京都千代田区二番町 8 番地 8 ほか

(変更後) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 阿波津 知洋
東京都千代田区二番町8番地8 ほか

- 4 変更の日 (1) 令和7年4月1日 (2) 及び (3) 令和7年5月15日
- 5 変更の理由 (1) 店舗名称及び所在地確定のため (2) 及び (3) 代表者変更のため
- 6 届出の日 令和7年7月10日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和7年7月23日から令和7年11月25日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年7月23日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
(仮称) ジョーシン射水店 射水市本開発字前田 701番 他
- 2 店舗を設置する者 上新電機株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 合同会社サンプラザ 代表社員 澤田 修宏

(変更後) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山中 庸隆

- 4 変更の日 平成28年 2 月16日

- 5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者に変更があったため

- 6 届出の日 令和 7 年 7 月10日

- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

- 8 縦覧期間 令和 7 年 7 月23日から令和 7 年11月25日まで

- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
(2) (1)の事項の公表の可否
(3) 当該店舗の名称及び所在地
(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 7 月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ジョーシン射水店 射水市本開発 701番地

2 店舗を設置する者 上新電機株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ジョーシン射水店 射水市本開発字前田 701番 他

(変更後) ジョーシン射水店 射水市本開発 701番地

4 変更の日 平成27年11月3日

5 変更の理由 店舗の名称及び所在地が確定したため

6 届出の日 令和7年7月10日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年7月23日から令和7年11月25日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由